

[事案 2022-283] 入院給付金支払請求

・令和5年8月18日 裁定終了

<事案の概要>

支払限度に達したことを理由に入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

急性期脳梗塞のため令和3年8月から58日間入院（入院①）し、重症下肢虚血のため同年10月から63日間入院（入院②）して左足切断手術を受け、急性期脳梗塞のため同年12月から80日間入院（入院③）した。その後、重症下肢虚血等のため令和4年3月から9日間（入院④）、重症下肢虚血のため同年4月から3日間（入院⑤）、重症下肢虚血等のため同年4月から117日間入院（入院⑥）して右足切断手術を受けたことから、平成25年11月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、入院①②③の入院給付金合計120日分は支払われたが、入院給付金の支払限度（60日）に達したことを理由に、入院④⑤⑥の入院給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院④⑤⑥の入院給付金合計129日分を支払ってほしい。

(1)入院②では、右下肢は皮膚切開のみであったのに対し、入院④⑤⑥は新たな血栓が発生したことにより、右下肢切断に至っているため、別原因といえる。

(2)入院④は、入院②から相当期間経過していることを踏まえると、入院④⑤⑥と入院②による転入院に同一または医学上重要な関係にあるとは認められない。

<保険会社の主張>

入院②と入院④⑤⑥の原因傷病は重症下肢虚血という点で同一であり、重症下肢虚血に起因した両下肢大腿部の治療（切断含む）を2回の入院で実施しただけであることから、同一または医学上重要な関係にある入院と判断したことは自然といえる。よって、申立人の請求に応じることはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の疾患の状況等を把握するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。